

令和5年6月1日

江差町議会議長 打越 東 亜 夫 様

総務産業常任委員会
委員長 小梅 洋 子



委員会調査報告について

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 調査事件

令和4年 第4回定例会 発議第5号 洋上風力発電事業に関する事務調査

2. 調査期日及び内容

令和5年	1月	17日	今後の取り進めについて
	1月	20日	所管課へのヒアリング (総務課) ▶ 当町における洋上風力発電の現状 先進地行政視察の検討
	2月	8～9日	先進地行政視察の実施 (秋田県能代市) ▶ 能代市役所にて現状説明と質疑応答 (エネルギー産業政策課) ▶ 能代港での現地確認
	2月	20日	先進地視察の取りまとめについて 今後の取り進めについて ▶ 委員会調査報告書について
	5月	19日	調査報告書のまとめについて

3. 調査の目的

洋上風力発電は、大量導入・コスト低減・経済波及効果が期待され、カーボンニュートラルを目指す日本としても、再生可能エネルギーの切り札とされている。

檜山沖においても、今後、再エネ海域利用法に基づく促進区域への指定に向けた取り組みの強化が急がれるところであり、同時に洋上風力発電事業に関する諸課題に対しても協議を加速する必要がある。

このような状況下において、当委員会として、既に導入実績のある先進地での導入経過や諸課題への対応状況等を確認し、それらを参考とした上で、当町として想定される課題を把握し、今後どのように事業を進めていくべきかを調査したものである。

4. 先進地行政視察

別添 先進地視察顛末書のとおり

5. 当町の現状

平成30年、国は海外において低コストで導入されている海上風力発電を国内に取り入れるために、海域の占用ための取り決めや、漁業や海運業などの利害関係者との調整の枠組みを整備する事を目的に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる「再エネ海域利用法」が施行。令和元年6月には、本法律に基づき「促進区域指定ガイドライン」が制定され、「一定の準備が進んでいる区域」「有望な区域」「促進区域」の基準が示されたところである。

これらの動向に対応し連携や検討を行うために、令和2年1月、江差・上ノ国・厚沢部・乙部・奥尻・せたな・今金・八雲の8町及び北海道、ひやま漁協、ハートランドフェリーの計11団体の構成による檜山管内洋上風力連絡協議会が設立された。

令和2年7月に「北海道檜山沖」として「一定の準備が進んでいる区域」と公表され、翌令和3年2月に連絡協議会を事業推進協議会に改名し、乙部町を除く10団体で洋上風力発電事業の推進に取り組む形となったものである。

6. 調査の結果と意見

(1) 地域住民の理解

これまでの国内外で得られた科学的知見によると、風車騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられているが、静かな環境においては、風車騒音がわずらわしいと感じる人もおり、これにより睡眠への影響を及ぼす可能性があることが示唆されている。

住民の生活環境や健康に害を与える可能性についての十分な説明を行うと共に、地域の振興や活性化に繋がる事業としていくため、洋上風力発電事業の意義についても、理解して頂く必要性がある。

(2) 漁業等への影響

漁場は漁業者にとって非常に大切であり、将来に渡り漁業資源を守り育てて行く上で、非常に重要なものである。一方で自然環境を活用した政策との協調・共生も、今後においては必要なものである。

また、対象海域における船舶の通航や漁業活動状況等の海上交通についても、調査・分析・検討が必要である。

これらを踏まえ漁業・海運業関係者等との十分な協議を踏まえ、理解・納得した上で取り進める必要がある。

(3) 自然環境の保護

洋上風力発電における環境への影響として考えられるのが、建設時における海水の濁りや海底地形の改変、海流の変化、稼働後における水中音、バードストライクなどが考えられる。

これらの環境変化に伴い、生物の生息環境の悪化や行動阻害等が想定されるため、既に稼働している洋上風力発電所での状況について情報収集を行い、一定程度の知見を有した上で、環境保護に配慮していく必要がある。

(4) 景観への配慮

陸地から風車までの距離が近い場合、見る人に圧迫感を与えるものであり、また当町のシンボルでもある檜山道立自然公園の特別区域に指定されている「かもめ島」の眺望景観を損ねる事が無いような設置場所の選定が必要である。

今年度、「再生可能エネルギーゾーニング事業」に取り組まれることから、これらの事を踏まえた中で、綿密な協議・検討の元でゾーニングマップを作成願いたい。

(5) 総括

一般のメディア報道にもあったが、今年度に「有望な区域」に選定されることとあり、早ければ来年にも「促進区域」に指定される可能性が生じて来たところである。これまでの町としての動向を見ても、少し遅きに失している感は否めないところではあるが、ここまで来た以上、今後の状況を見据えた上で、迅速な対応が望まれるところである。

洋上風力発電事業においては前述の他にも、地元企業の請負体制や工事関係者の宿泊施設の確保、漁業者を始めとした地域住民への還元、町への収入など、協議・検討を要する課題も多々あるため、先を見据えた中で、想定される課題を総合的に整理するためのシナリオマッピング※1の作成を早期に行うことも重要である。

※1 事業を遂行する上で、多種多様な課題が想定されるため、複数の視点で情報を幅広く収集・洞察し、想定可能な事や不確定要素についても同時に検討し、それらに関連付けながら様々な可能性を考えに入れた筋書き。

総務産業常任委員会

先進地行政視察 顛末書



日時 令和5年2月8日（水） 13:00～15:00

視察先 秋田県能代市（能代市役所、能代港）

参加者 小梅委員長、小林副委員長

飯田委員、室井委員、塚本委員、大門委員

中澤次長

【説明概要】

能代市においては、3つのエリアにおいて洋上風力発電事業が展開されている。

既に運転開始している港湾区域内洋上風力発電「能代洋上風力発電事業」、一般海域洋上風力発電では「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」及び「秋田県八峰町及び能代市沖」の2海域となっている。

〔経 過〕

①能代市洋上風力発電事業（港湾区域内）

- ・平成26年12月 秋田県が事業者公募を実施。
- ・平成27年 2月 丸紅㈱が事業者として選定。開発可能性調査を開始。
- ・平成28年 4月 丸紅㈱が設立した特別目的会社「秋田洋上風力発電㈱※1」に秋田県内7社を含む12社が出資参画し、共同調査となる。
- ・令和 元年 秋 開発可能性調査終了。
- ・令和 2年 2月 融資契約締結・着工。
- ・令和 2年 9月 能代市内の建設会社8社が、地元波及効果をもたらすため、「日本海次世代エネルギー協議会※2」を設立。
- ・令和 4年12月 能代港で商業運転開始（4,200kWの風車を20基設置）。

※1 丸紅、大林組、東北電力、コスモエコパワー、関西電力、中部電力
地元企業（秋田銀行、大森建設、三共、加藤建設、寒風、協和石油、沢木組）

※2 ㈱能代資源、田中建設㈱、大森建設㈱、幸和機械㈱、(有)沿海潜水調査、中田建設㈱、成田建設㈱、能代電設工業㈱

②秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖（一般海域）

- ・令和 元年 7月 「既に一定の準備段階に進んでいる区域」に指定。
「有望な区域」に指定。
- ・令和 2年 7月 「促進区域」に指定。
- ・令和 2年11月 国（経産省・国交省）による事業者公募の開始。
- ・令和 3年 5月 事業者公募の締め切り。（5事業者より計画提出）
- ・令和 3年12月 事業者選定。
事業者名：秋田能代・三種・男鹿オフショアウィンド
構 成 員：三菱商事エナジーソリューションズ㈱、三菱商事㈱、
㈱シーテック
事業概要：着床式洋上風力発電（1.26万kW×38基、GE製）

(以下予定)

- ・令和 8年 2月まで 開発期間 ※約4年
(風況・海底地盤・漁業影響調査、環境影響評価など)。
- ・令和 8年 3月 着工。 ※約3年
- ・令和10年12月 運転開始。

③秋田県八峰町及び能代市沖（一般海域）

- ・令和 元年 7月 「既に一定の準備段階に進んでいる区域」に指定。
- ・令和 2年 7月 「有望な区域」に指定。
- ・令和 3年 9月 「促進区域」に指定。
- ・令和 3年12月 国（経産省・国交省）による事業者公募の開始。
- ・令和 4年 3月 事業者公募の中止（延期）。
- ・令和 4年12月 事業者公募の開始。

(以下予定)

- ・令和 5年 6月 事業者公募の締め切り。

[質疑概要]

I. 事前対応

質 漁業者を始めとした地域住民への理解（地域での勉強会の開催等）をどう進めたのか？

答 県が中心になり、平成25年度から実施。年に数回の説明会のほか、広報で特集を組むなどして市民に周知した。

質 住民に対しての騒音や低周波等の影響について、説明はどのように行ったのか？

答 事業者に委ねた。ガイドラインで規定を設けた。基礎杭の打設に伴う騒音（2km離れたところまで聞こえた）について、事業者から周知するよう要望した。

質 景観への影響をどう考えるのか。景観の面から、沖合20km程度への設置は可能か？

答 景観とは関係ないが、水深によって浮体式の可能性も有り得る。東京ガスでは、福島沖20kmに風車設置を発表している。

質 海流や漁業資源への影響について、チェック体制が出来ているのか？

答 実務者会議を設置し、事業者主体でチェックを行っている。

質 洋上風力発電に係る資機材は、地元の港湾で受入れが可能だったのか？

答 能代港での港湾区域内風車の建設には間に合わなかった。後に基地港湾の指定を受けたので、今後における風車建設工事には対応可能である。

質 住民からの反対運動はなかったのか？

答 反対派は一部あったが、運動までは発展しなかった。調査では「応援する」が50%、「反対」はごく少数で、それ以外は「無関心」な状況であった。

II. 地元還元

質 固定資産税や償却資産税は、どの程度の金額が自治体の収入になるのか？

答 現時点では把握できていない。固定資産税が大きく増額になると、再エネ特例により交付税が減額される事も加味しなければならない。

質 基礎工事等、地元業者の施工はあるのか？

答 陸上送電ケーブルやダイバーの仕事等は、地元の業者に発注されることも有り得る。

質 地産地消エネルギーとして、地元での優先活用は可能か？

答 地元での優先活用は難しい。事業者から、令和10年度より余剰電力を活用した水素製造の提案があった。

質 新たな雇用の創出としての地域貢献はどの程度あったのか？

答 30人超の地元雇用があった。メンテナンス会社は、社員8人のうち半分を地元から採用したほか、地元の工業高校で会社紹介や説明会を実施している。

質 売電収入の1%地域還元はあるのか？

答 「能代市、三種町及び男鹿市沖」の事業では、0.5%を自治体と漁協に還元する事になっている。

「八峰町及び能代市沖」の事業では、別な計算式が取り決められている。

質 地元での電力使用に対応するための蓄電器はあるのか？

答 蓄電器は無いが、災害時の協定でEV車に蓄電して、避難所などで活用することになっている。

質 洋上風力での恩恵を地元はどう還元されているのか？

答 ホテルや民宿は、工事関係者の宿泊が増えている。

Ⅲ. 運転開始後

質 漁業に対して影響は出ていないのか？

答 現時点では聞こえてこない。
メンテナンスなど漁協にも一定の仕事の依頼がある。

質 騒音や低周波被害は無いのか？

答 伺っていない。

Ⅳ. その他

- 国は、将来的にエネルギー全体の36～38%を再エネで賄うことを目標にしている。
- 持続可能なまちづくり支援のため、令和4年7月に全国市町村協議会を立ち上げ、ネットワークづくりを進めている。
- 将来的には風車等のメンテナンスを行う人員が不足すると見込まれている。
- 能代港の国の直轄事業は85億円規模。秋田県の場合、水深がマイナス12mより深いと国が事業実施する。能代港の埋め立ては、県が60億程度支出。

(写真)



(能代市役所 会議室)



(能代市議会 議場、傍聴席)



(能代市役所 庁舎入口)

